

沖繩21世紀農林水産業振興計画

(前期：平成24年度～平成28年度)

平成25年3月

沖 縄 県

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨と性格	1
2 計画の期間	2
3 計画の目標	2
4 計画実現に向けた農林漁業者・行政等の役割分担	2

第2章 農林水産業振興の方針

1 農林水産業の現状と基本的課題	4
2 農林水産業・農山漁村の役割	11
3 農林水産業振興計画の目標	14
4 農林水産業・農山漁村の目指すべき振興の基本方向	17
5 振興の基本方向の実現に向けた主要な指標の見通し	32

第3章 施策・事業の展開

1 おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化	33
（1）戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立	33
（2）安定品目の生産供給体制の強化	37
2 流通・販売・加工対策の強化	42
（1）物流体制の整備及び輸送コストの低減対策の推進	42
（2）農林水産物の戦略的な販路拡大	43
（3）農林水産物の高付加価値化対策	45
（4）製糖企業の高度化促進	46
3 農林水産物の安全・安心の確立	47
（1）食品の安全及び消費者の信頼の確保	47
（2）病虫害対策と防疫体制等の構築	49
（3）環境保全型農業の推進	50
4 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化	54
（1）担い手の育成・確保	54
（2）農地の有効利用と優良農地の確保	58

(3) 農協、土地改良区、森林組合、漁協の機能強化	-----	59
(4) 金融制度と共済制度、価格制度の充実	-----	59
5 農林水産技術の開発・普及	-----	62
(1) 新技術の開発と試験研究機関の整備	-----	62
(2) 農林水産業技術の普及と情報システムの整備・強化	-----	66
6 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備	-----	68
(1) 沖縄の特性に応じた農業の基盤整備	-----	68
(2) 自然環境に配慮した森林の基盤整備	-----	70
(3) 水産業の基盤整備と漁場環境の保全	-----	71
7 フロンティア型農林水産業の振興	-----	73
(1) 農林水産業の6次産業化及び他産業との連携強化	-----	73
(2) 多面的機能を生かした農山漁村の活性化	-----	74
(3) アジアなど海外への展開の推進	-----	77
第4章 地域特性を生かした圏域別振興方向		
1 北部圏域	-----	78
2 中部圏域	-----	84
3 南部圏域	-----	88
4 宮古圏域	-----	92
5 八重山圏域	-----	96
 (参考資料)	-----	1~13

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨と性格

本県においては、農林水産業の振興のため、国の3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画や県独自の「沖縄県主要事業推進計画」（平成5年9月策定）、「圏域別農業振興方向」（平成6年12月策定）、「沖縄県農林水産業振興ビジョン・アクションプログラム」（平成11年2月策定）、「沖縄県農林水産業振興計画」（平成14年8月策定）等を通じて、「本土との格差是正」と「自立的発展の基礎条件整備」に努めてきた。

この間、本県農林水産業は、生産基盤整備をはじめ、各種近代化施設の導入、流通体制の整備、ウリミバエ及びミカンコミバエの根絶などにより、我が国唯一の亜熱帯地域の特性を生かして、さとうきび、野菜、花き、果樹、肉用牛、モズク等の生産が多様に展開され、国内における甘味資源、肉用子牛及び冬春期を主体とした農産物を中心とする供給産地としての地位が確保されるとともに、県土の保全、地域社会の維持など、地域の経済・社会の発展にも貢献してきた。

しかしながら、本県の農林水産業・農山漁村を取り巻く環境は、我が国の経済・社会の国際化が進展する中で、石油価格等の高騰による生産資材価格の上昇、農林水産物の輸入増加や長引く景気低迷に伴う農林水産物価格の低迷、農林漁業従事者の減少・高齢化の進行、耕作放棄地の顕在化、相次ぐ気象災害による農林水産物被害の発生など、今なお多くの課題を抱えており、依然として厳しいものがある。

このような中、平成22年3月、沖縄県の「あるべき姿」「ありたい姿」を示した長期的ビジョンである「沖縄21世紀ビジョン」を策定し、国においては、改正沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄振興の意義及び方向を明らかにした「沖縄振興基本方針」を平成24年5月に決定した。県においては、沖縄21世紀ビジョンで描いた将来像の実現に向け、同基本方針に基づき、沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）及び実施計画を策定した。同基本計画において自立型経済の構築に向けた重点産業の一つとして位置付けられている農林水産業について、地域特性を生かした振興を図るため、同基本計画及び実施計画を補完するアクションプランとして、新たな「沖縄21世紀農林水産業振興計画」を策定したものである。本計画は、沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）の目標を着実に達成するよう農林水産業のさらなる振興対策に取り組むこととする。

なお、新たな計画は、国の「食料・農業・農村基本計画」などの諸方針との整合性に留意し、施策の円滑な推進を図ることとする。

また、計画の進捗状況等について点検を行うなど、適切な進行管理を行い、効率的かつ効果的な施策展開を図ることとする。

2 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5か年計画とする。

3 計画の目標

本計画においては、本県が有する我が国唯一の亜熱帯・海洋性気候にあること等の自然的事情、広大な海域に多数の離島が散在し、本土から遠隔地にあること等の地理的な条件不利性等の軽減に関する農林水産業振興上の課題に積極的に取り組むとともに、消費者・市場等のニーズに対応したおきなわブランドの確立や生産供給体制の強化、農林水産業・農山漁村を支える担い手の育成・確保、観光・リゾート産業と連携したグリーン・ツーリズム等の推進など各種施策を選択的かつ集中的に展開することによって、「持続的農林水産業の振興」及び「フロンティア型農林水産業の振興」を図ることとする。

4 計画実現に向けた農林漁業者・行政等の役割分担

本計画の実現を図るためには、農林漁業者の主体的な取組を基本として、関係団体・市町村・県・国などが協働し、県民全体の理解を得ながら、その実現に向けて取り組むことが重要である。

(1) 県の役割

県は、本計画の効率的かつ効果的な推進を図るために必要な施策・事業について積極的に支援するとともに、農林水産業・農山漁村振興への県民の理解と協力の促進を図るものとする。

また、市町村、関係団体等と連携し、地域における生産・経営管理技術の普及、地域マネジメント機能の発揮などにより、地域特性を生かした農林水産業・農山漁村の振興を図る。

(2) 市町村の役割

市町村は、地域における農林水産業・農山漁村の振興に直接かかわる行政機関として、地域住民及び関係機関・団体との連携に主導的な役割を発揮するとともに、本計画の施策の展開方向を踏まえ、市町村の地域特性を生かした主体的な施策を推進する。

(3) 農林漁業者の主体的な取組

本県農林水産業・農山漁村の振興を図るには、農林漁業者の主体的な取組が不可欠であり、自らの経営に意欲を持って取り組み、経営を持続的に発展させるとともに、美しい農山漁村や自然環境の保全、地域社会の形成に積極的に取り組むことが重要である。

(4) 関係団体の役割（農林水産業関係団体、NPO等）

農林水産業関係団体は、地域における農林水産業・農山漁村の振興を図っていく上で、生産活動の計画的推進、生産効率の向上及び営農指導など、農林水産業・農山漁村の振興につながる農林漁業者の取組を支援する。

また、ボランティアやNPO等には、農地・森林・海岸域等の維持・保全の新たな担い手として、行政等と連携して取り組むことが期待される。

(5) 県民への期待

県民には、農林水産業・農山漁村の役割やその必要性を十分に理解し、食生活の改善や地産地消への参加、都市と農山漁村の交流等、農林水産業・農山漁村の振興に対し積極的に協力することが期待される。

(6) 食品関連企業への期待（食品加工業、食品流通業等）

食品関連企業には、県産農林水産物の積極的な利用や高付加価値化等による特産品の開発・販路の開拓等が期待される。

また、新たな観光の魅力として、観光・リゾート産業と連携し、地域農林水産物を原料とする特産品の供給販売体制を強化することが期待される。

(7) 6次産業化を含めた農山漁村地域への期待

農山漁村地域には、観光リゾート産業など他産業と連携し、体験・滞在型施設、特産品の加工施設及び直売所等の整備を促進し、農林漁業体験型観光や魅力ある特産品開発など農林水産業の6次産業化への取組を強化することで、都市住民や観光客との交流機会の増大や就業機会の創出及び地産地消による農林水産物の需要拡大が期待される。

第2章 農林水産業振興の方針

1 農林水産業の現状と基本的課題

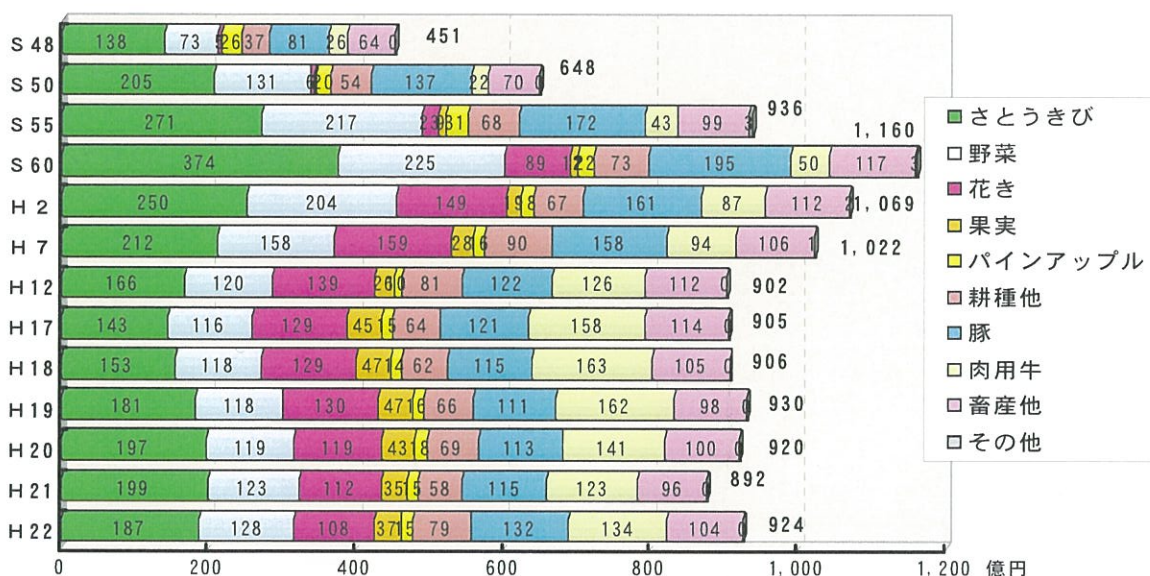
(1) 農業の現状と課題

ア 農業産出額

本県の農業産出額は、復帰後、生産基盤整備や各種近代化施設の導入等各種施策の展開により、国内における甘味資源及び冬春期を主体とした農産物を中心とする供給産地として発展してきたこと等により、昭和48年から昭和60年までの12年間に、2.6倍、1,160億円と顕著な増加を示した。しかしながら、その後は国内外との産地間競争の激化、農業従事者の減少・高齢化等により、さとうきび、野菜等の生産が減少してきたことから、平成8年以降、1,000億円を割り込み、平成22年には924億円と、依然として厳しい情勢にある。

このような中において、肉用牛、マンゴー、ゴーヤー、きく等の品目については、生産が増加傾向で推移しており、これらの有望品目を中心とした、消費者・市場等のニーズに対応した生産供給体制を強化し、おきなわブランドの確立を図ることで農業生産の建て直しを図ることが急務となっている。

農業産出額の推移



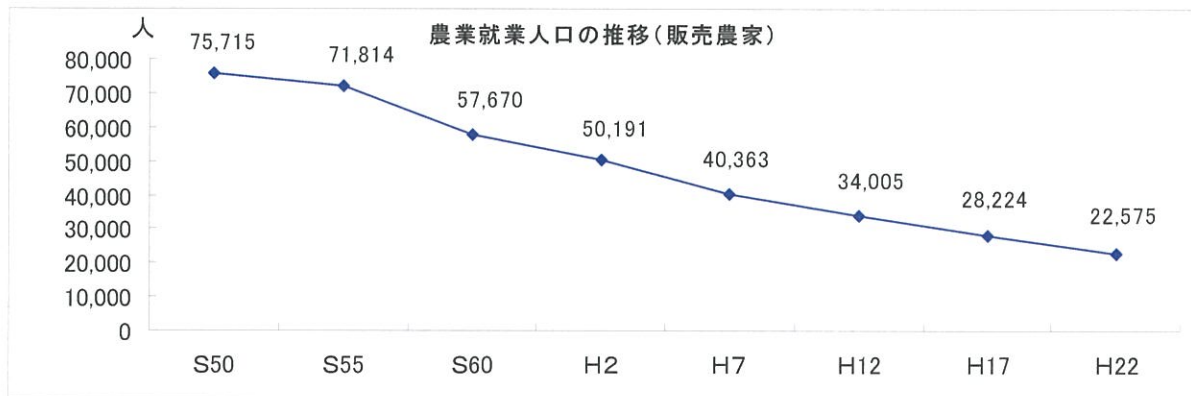
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

イ 農業労働力

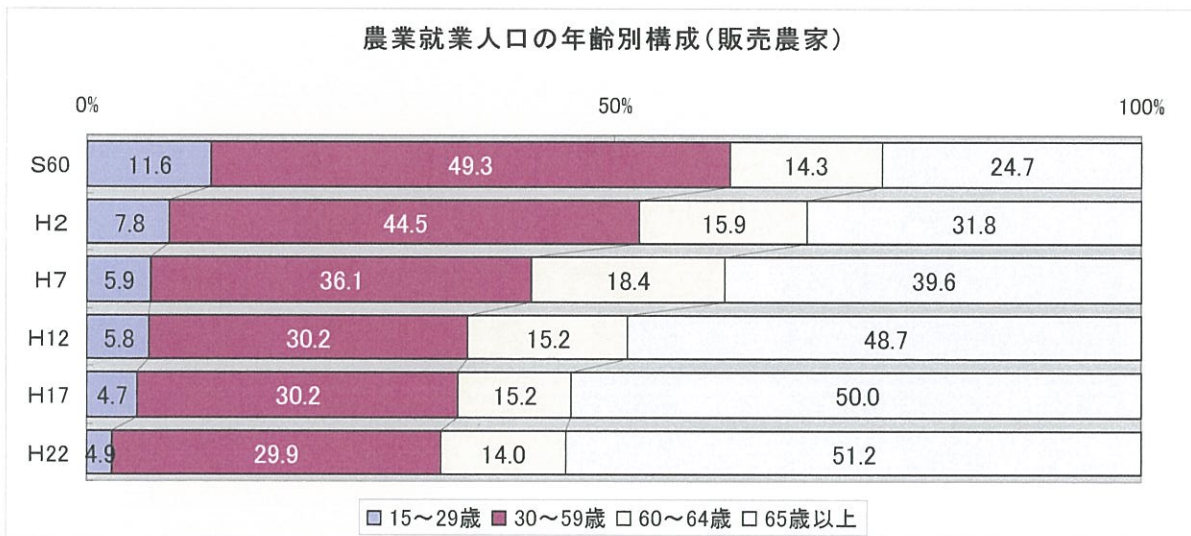
農業就業人口については減少傾向にあり、平成22年では23千人となり、平成12年と比較して約66%と減少している。

年齢別の構成比を平成12年以降の推移で見ると、30歳未満の層が平成12年の5.8%から平成22年には4.9%に低下しているのに対して、65歳以上の層は48.7%から51.2%とその構成比を高めており、農業就業者の高齢化が急速に進んでいる。

農業・農村の持続的な発展を得るためには、農業就業者の確保、とりわけ若年層の新規就農者の確保が緊急な課題である。



資料:「沖縄農林水産統計年報」沖縄総合事務局(農業就業人口は平成2年度より販売農家で集計)

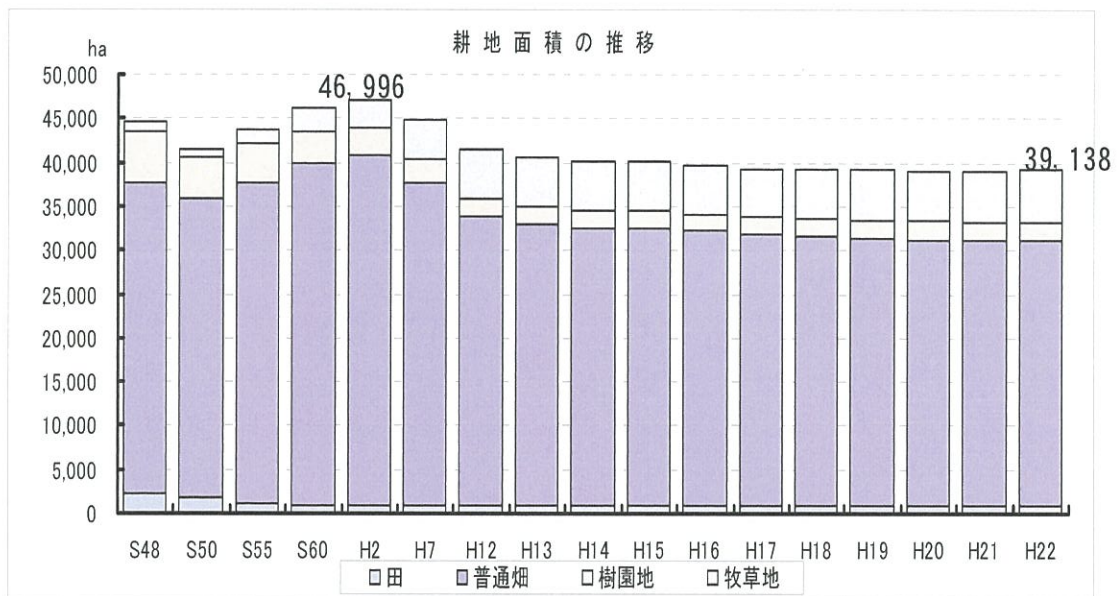


資料:「沖縄農林水産統計年報」沖縄総合事務局

ウ 耕地面積

本県の耕地面積は、復帰直後の農外土地需要の増大によってかい廃が進み、大きく減少したが、農地の買戻しや生産基盤整備等により平成2年には約47,000haまで回復した。しかしながら、その後は都市化の進展、農業就業者の減少・高齢化による耕作放棄地等の増加などにより耕地面積は再び減少傾向に転じており、平成22年は約39,000haとなっている。中でも、さとうきび、パイナップル等の減少により、普通畑・樹園地が減少している状況にある。

今後とも、農業生産の基盤となる優良農地の確保に努める必要がある。



資料：昭和48年は農林水産省「農業動態調査」、昭和50年以降は農林水産省「耕地及び作付面積統計」

(2) 林業の現状と課題

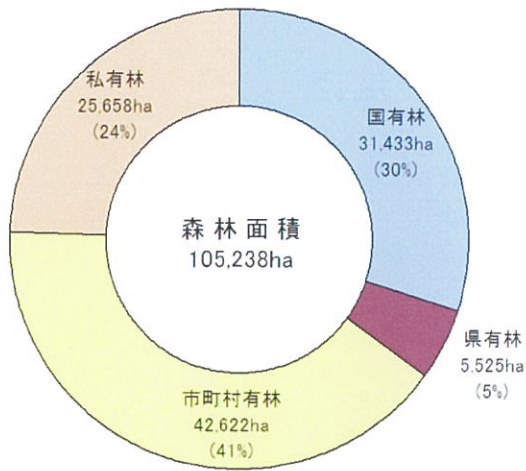
ア 森林資源

本県における平成22年の森林面積は、105,238haでこのうち民有林73,805ha(70%)、国有林が31,433ha(30%)となっている。民有林における森林資源(蓄積)量は8,835千 m^3 で、人工林は15%となっている。また、民有林における森林資源量を所有形態別にみた場合、市町村有林61%、私有林29%、県有林10%となり、市町村有林が高い比率を占めている。

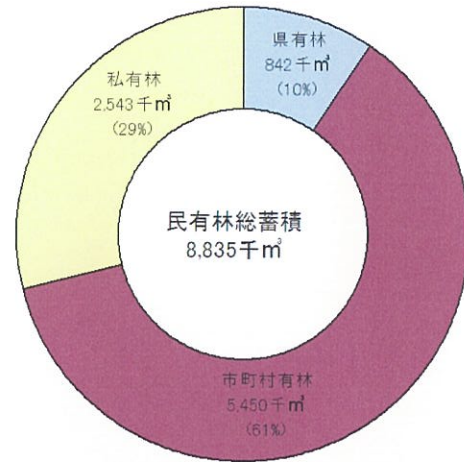
本県の森林は、戦中戦後の乱伐によって著しく荒廃したが、これまでの造林の推進や保安林の整備等により漸次回復しつつある。

今後、県民の森林に対する期待と関心の高まりを踏まえ、森林の多面的機能の高度発揮や林業の持続的かつ健全な発展を図るため、森林の整備・保全を推進するとともに、森林資源の利活用を促進していくことが課題となっている。

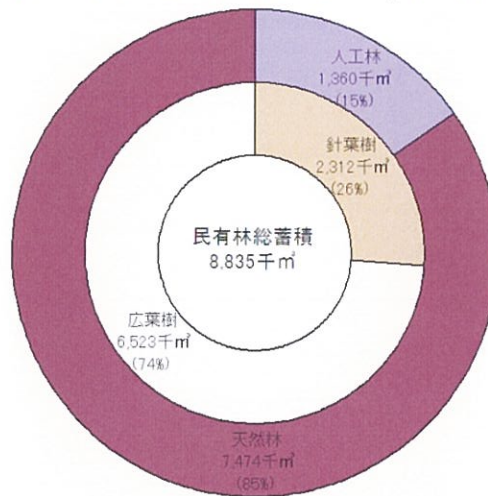
所有形態別森林面積



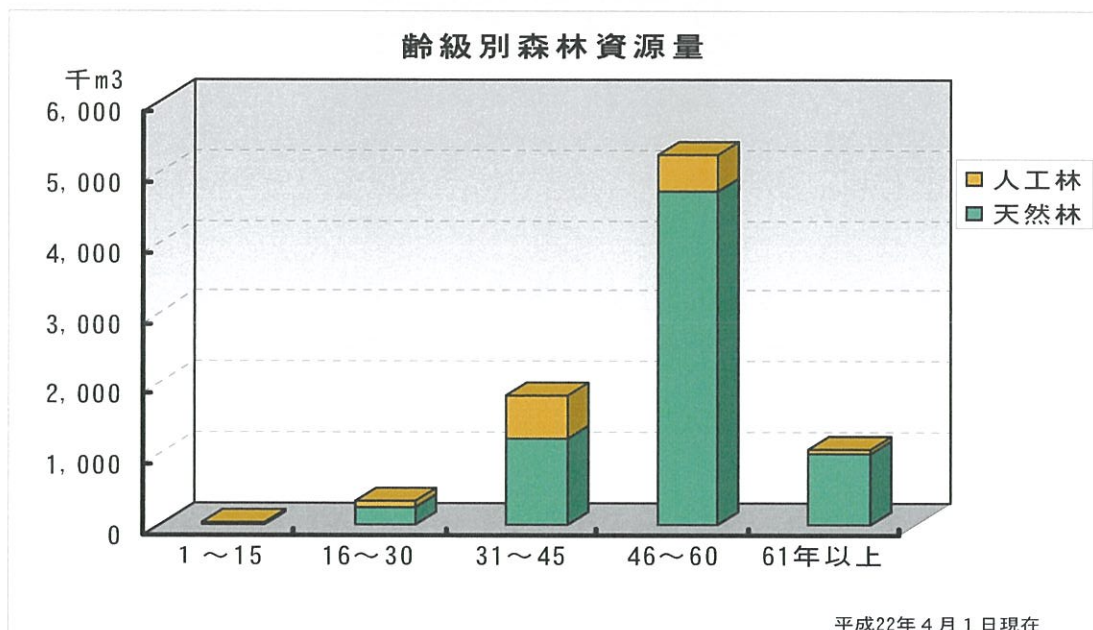
民有林の所有形態別蓄積量



民有林の人工・天然林別及び針・広葉樹別資源量



齢級別森林資源量



資料：県森林緑地課「沖縄の森林・林業」（平成22年）

イ 森林・林業施策

亜熱帯気候及び島しょ性の地理的条件を生かした林業振興のための各種施策の積極的な実施及び森林の整備、保全を図っている。

(7) 多面的機能を有する森林の保全・整備

森林の有する機能については、7つの機能（水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産）を基礎的な指標として、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、適切な森林施策の実施、林内路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進する必要がある。

また、森林生態系等貴重な自然環境を有する森林についてはその保全を図り、県民と森林のふれあいの場として利用する森林については、自然環境と調和した森林の利用区分を行うとともに、環境に負荷を与えない森林の整備を実施する。

さらに、木材の生産を目的とした森林について、計画的な伐採、造林等を実施するとともに、その作業に必要な作業道等を整備し農山漁村地域の振興を図る。

(4) 全島緑化の推進

亜熱帯の特性を生かした魅力のある花や緑であふれる県土の形成を図るため、住民参加型の緑化活動の支援と都市、道路、農山村等各緑化施策との連携を図り、全島緑化県民運動の推進が重要である。

また、県民や企業等との協働による連携が重要であるため、緑化活動への参加及び継続に向けた推進体制づくりと、亜熱帯性樹木等を活用した沖縄らしい景観形成に資するための花と緑の質的、量的充実に取り組む必要がある。

(ウ) 林産物の安定的供給及び利用の促進

木材は、拠点産地を形成して計画的な生産体制を整備してきたが、今後は、計画的な伐採及び伐採跡地の造林により、森林資源が循環し安定した木材の生産が図れるようにするとともに、環境に負荷を与えない伐採、搬出方法の確立や、歩留まりが高くなる材の利用方法などの新技術の開発・普及が必要がある。特に、人工造林後伐期に達しているリュウキュウマツ材の生産・流通体制の確立が重要である。

きのこ等の特用林産物については、これまでの生しいたけやきくらげ、ひらたけ類などに加え、えのきたけやぶなしめじの大規模生産施設の導入により、飛躍的に生産が拡大している。今後は、新たに菌床しいたけ等生産に向けた施設整備を進め生産拡大を行う必要がある。また、林産物の品質保持や表示の徹底、産地情報の発信等による消費拡大を図り、消費者に信頼される生産・供給体制の確立が重要である。

(3) 水産業の現状と課題

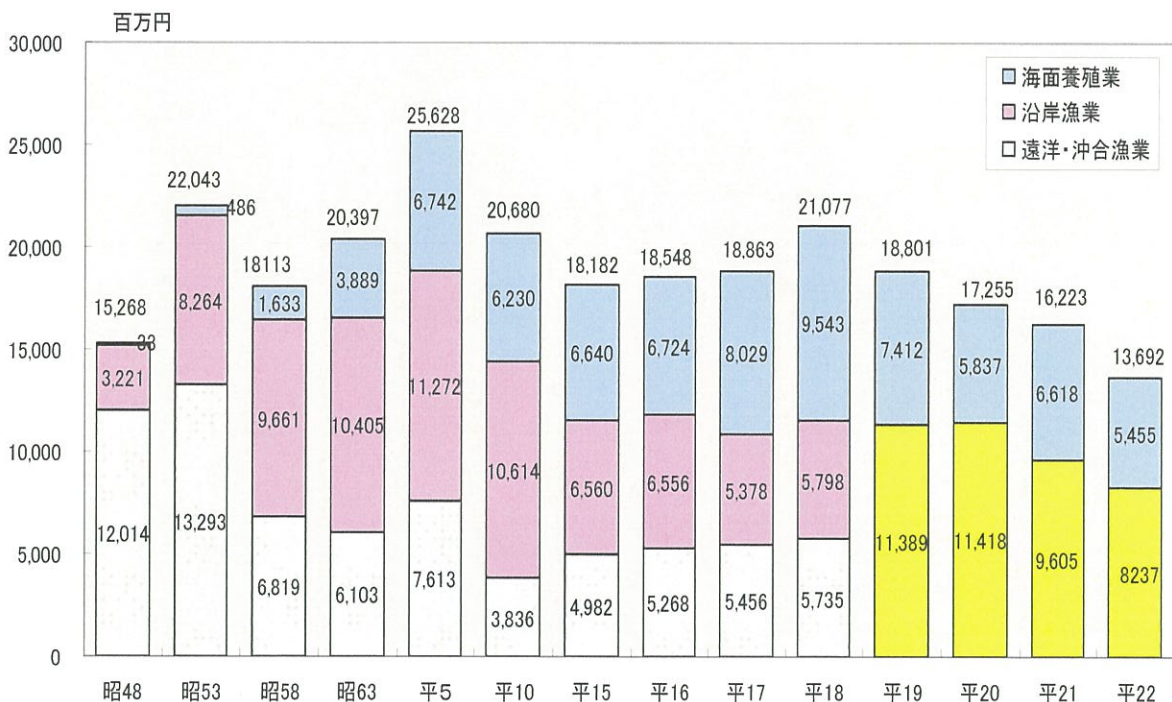
ア 漁業生産額

漁業生産額は、平成5年の約256億円に達した後、平成22年は約137億円となっている。

この間、漁業構造は、大きく変化し、南方基地カツオ漁業や遠洋マグロ漁業が衰退したのに対し、昭和50年代後半から県内各地域に設置されたパヤオ（浮魚礁）を利用した漁業やマグロ延縄漁業及び旗流し漁法の導入によるソデイカ漁業が増加した。

また、海面養殖業は、クルマエビや海ブドウなどが増加し、平成22年には、約55億円の生産額となっており、重要な地位を占めるまでに進展している。

今後とも、資源管理型漁業に代表される生物資源の持続的利用技術及び水産資源の再生産を意識した海洋環境保全を推進することにより、生産拡大及び資源の持続的利用を図るとともに、沖縄型のつくり育てる漁業技術を利用して、安定した漁家経営を確保することが課題となっている。



資料：沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」

注：平成19年以降は沿岸漁業、遠洋・沖合漁業の区別ができないため、合算して表示。

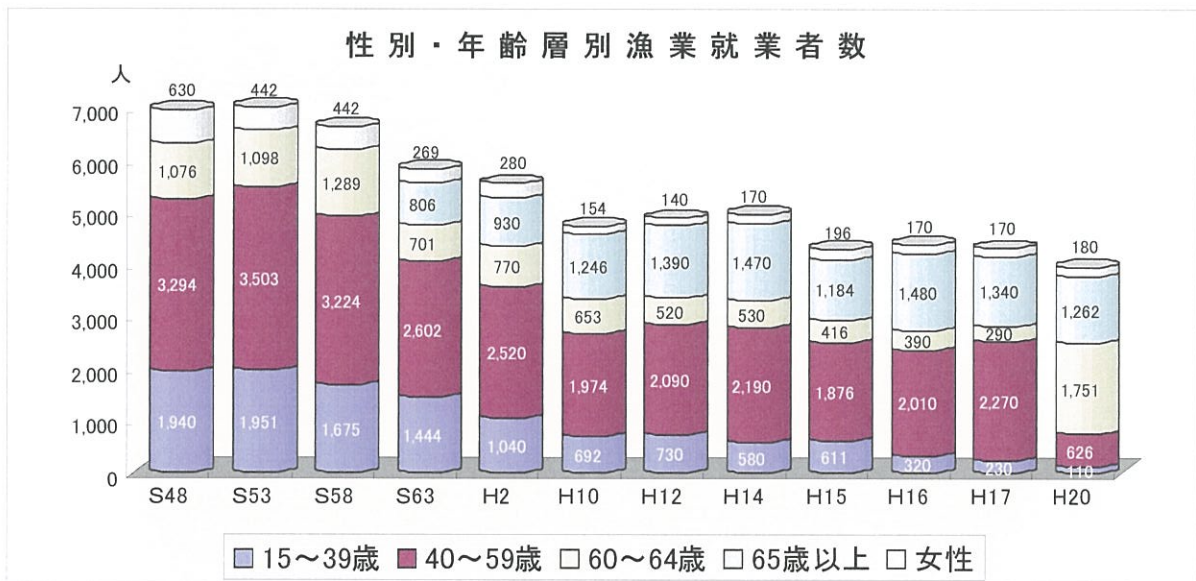
イ 漁業就業者

漁業就業者は、平成10年の4,719人が、平成20年には3,929人となっており、790人が減少し、後継者不足の状況にある。

男性の漁業就業者を年齢別に見てみると、平成10年は60歳以上が41.6%を占めているのに対し、平成20年は60歳以上が80.4%となっており、高齢化がかなり進んでいる状況にある。

また、総就業者に占める女性就業者は、平成10年の3.3%に対し、平成20年は4.6%と女性漁業者の割合が微増している。

このような中、新規及び中途就業者の参入を進め、新たな担い手を確保することが課題となっている。



資料：沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」、農林水産省「漁業センサス」

ウ 水産物の流通・加工・販売対策

生産量の減少に伴う生産額の減少に対し、増産対策はもとより、新たな価値を付加することによる価格アップ対策が非常に重要である。本県は、離島県であり、流通面においてコスト的、距離的な制約があることから流通システムの効率化を推進するとともに付加価値の高い加工品の開発を図る必要がある。

また、消費者等の多様化したニーズに的確に対応するための情報収集・発信等が重要である。

2 農林水産業・農山漁村の役割

(1) 新鮮・良質・安全な食料の安定供給

本県の農林水産業は、さとうきび、パイナップル、ゴーヤー、マンゴー、肉用牛、豚、マグロ類、モズク等の品目に代表されるように、亜熱帯性気候という地域特性を反映し、多彩な農林水産物が生産され、県内外の消費者に供給されているところである。

今後とも消費者・市場ニーズに対応した新鮮・良質かつ安全・安心な食料を安定的に供給することに努めるとともに、健康で豊かな国民・県民生活を支えるものとする。

(2) 産業の振興と地域の均衡ある発展

農林水産業については、第一次産業における就業者数が、全産業就業者の5.4%を占めていることに加え、製糖企業、農林水産業資材の生産・販売、食品加工・販売などの関連産業を幅広く支え、地域経済の活性化に大きく貢献しているところである。また、離島地域においては、主要な産業として地域社会の維持に不可欠な産業となっている。

このため、沖縄経済の持続的発展と地域の均衡ある発展に向けて、農林水産業の積極的な振興を図るものとする。

(3) 農山漁村地域の有する多面的機能の発揮

農山漁村地域は、農林水産物の供給や生活・就業の場だけでなく人々にゆとりと安らぎを与える空間であり、自然や生活環境の保全、水源のかん養、伝統文化の継承、教育や保健保養の場の提供、領海・領土や排他的経済水域（EEZ）の確保等といった多面的機能も有している。

このような多面的機能は、農山漁村地域での恒常的な農林水産業の生産活動によって初めて発揮されることから、今後とも、農林水産業の生産条件や生活環境の整備等を推進するものとする。

ア 主な農林水産物（食料）の生産量（平成22年）

区 分	実 数		割合 沖繩 / 全 国 (%)	備 考
	沖 縄 県 (t, 頭, 千羽)	全 国 (千t, 千頭, 百万羽)		
さとうきび	821,000	1,469	55.9	
野 菜	53,993	13,365	0.4	
パインアップル	8,780	9	100	
果樹類	6,537	2,566	0.3	
水 稻	2,540	8,397	0.0	
肉用牛	82,200	2,763	3.0	
乳用牛	4,660	1,467	0.3	
豚	253,500	9,768	2.6	
採卵鶏	1,483	176	0.8	
ブロイラー	850	-	-	
特用林産物(きのこ類)	1,216	467,573	0.0	
まぐろ類	8,565	208	4.1	
いか類	1,824	266	0.7	
モズク	8,012	8	100	
クルマエビ	608	2	30.4	

資料：沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」、農林水産省「作物統計」、「野菜生産出荷統計」、「果樹生産出荷統計」、「畜産統計」、「海面漁業生産統計」、林野庁業務資料「特用林産物生産動向」

イ 人口、就業者

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総 人 口	千人	1,222	1,273	1,318	1,362	1,393
就 業 者 数	千人	510	542	556	560	579
第1次産業就業者	千人	47	40	34	33	29
構 成 比	%	9.2	7.4	6.1	5.9	5.4

資料：総務省「国勢調査」

ウ 県内生産額、県内総生産

単位：億円、%

区 分	県 内 生 産 額		県 内 総 生 産 額	
	(中間投入+粗付加価値)	割合	(粗付加価値)	割合
全 産 業	57,669	100	33,431	100
農林漁業・関連産業	2,460	4.2	988	2.9
農 林 漁 業	1,082	1.8	572	1.7
関 連 産 業	1,378	2.3	411	1.2

資料：「沖縄県産業連関表」（平成12年）

※関連産業：製糖業、飼料、肥料、農薬、と畜、畜産食料品、農林関係公共事業 等

エ 沖縄の農林水産業・農山漁村の多面的機能評価

単位：億円／年

分類	評価手法	多面的機能	評価額
農業・農村	仮想市場評価法	自然環境を守る	111
		伝統文化を保存する	53
		アメニティを提供する	44
		国境・領土を守る	36
	計		244
水産業・海	仮想市場評価法	豊かな自然環境	82
		アメニティを提供する	41
		伝統文化を保存する	22
		国境・領土を守る	20
	計		165
森林	代替法	二酸化炭素吸収	20
		化石燃料代替	1
		表面浸食防止	1,028
		表面崩壊防止	356
		洪水緩和	359
		水資源貯留	447
		水質浄化	656
	トラベルコスト法	保健・レクリエーション	213
	計		3,080

資料：「県農林水産部業務資料」

- 注：1) 機能によって評価方法が異なっていること、また、評価されている機能が多面的機能全体のうち一部の機能にすぎないこと等から、全体の合計額は記載していない。
- 2) いずれの評価方法も、「森林がないと仮定した場合と現存する森林を比較する」等一定の仮定における数値であり、試算の範疇をでない数値であるなど、その利用に当たっては細心の注意が必要である。
- 3) 森林の有する公益的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、災害の発生頻度等によっても変化することに留意する必要がある。

3 農林水産業振興計画の目標

目標とするすがた	単位	基準 平成22年度	5年後の目標	10年後の目標
			目標 平成28年度	目標 平成33年度
農林水産業生産額	億円	1,109	1,455	1,750
農業産出額	億円	924	1,200	1,430
林業産出額	億円	11	15	20
漁業生産額	億円	174	240	300
第1次産業就業者数	人	28,713	24,500	24,500

成果指標	単位	基準 平成22年度	5年後の目標	10年後の目標
			目標 平成28年度	目標 平成33年度
1 おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化				
園芸品目の生産量(野菜)	トン	54,000	76,500	92,900
園芸品目の生産量(花き)	千本	331,000	443,000	499,000
園芸品目の生産量(果樹)	トン	15,800	28,600	33,600
拠点産地数	地区	94	130	150
栽培面積	ha	27,370	29,000	30,000
さとうきびの生産量	トン	820,403	961,000	1,000,000
家畜頭数	家畜 単位	162,157	175,400	185,051
特用林産物生産量	トン	1,204	1,745	1,770
漁業生産量	トン	14,812	15,320	15,554
海面養殖業生産量	トン	9,677	25,931	33,938
2 流通・販売・加工対策の強化				
県中央卸売市場の取扱量	青果トン	62,452	74,000	74,000
	花き千本	57,826	64,677	65,243
水産卸売市場の取扱量	トン	14,228	14,228	14,228
全国シェアが上位3位以内の県産農林水産物品目数	品目	14	17	20
食肉加工施設における処理頭数	頭/日	1,548	1,728	1,912
甘しゅ糖の産糖量	トン	96,608	119,650	124,500
「おきなわ食材の店」登録店舗数	店	134 (23年度)	230	300

成果指標	単位	基準 平成22年度	5年後の目標	10年後の目標
			目標 平成28年度	目標 平成33年度
3 農林水産物の安全・安心の確立				
環境保全型農業に取り組む農家数	件	704 (23年度)	1,000 (27年度)	1,300件
GAP導入産地数	産地	4	29	54
総合的病害虫防除体系が確立された作物数	品目	1	3	5
生鮮食品表示の未表示店舗の割合	%	21 (23年度)	10	5
農業環境コーディネート組織数	組織	0	5	10
水質保全対策整備量 (整備率)	ha (%)	5,748 (32.7)	7,200 (41.0)	8,800 (50.0)
4 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化				
農業就業人口	人	22,575	20,300	20,300
漁業就業者数	人	3,929	3,740	3,790
新規就農者数(累計)	人	244	1,500	3,000
認定農業者(累計)	経営体	3,045	3,250	3,500
耕作放棄地解消面積 (解消率)	ha (%)	140 (20)	350 (50)	700 (100)
農業共済加入率 畑作物 園芸施設	%	40 16	70 70	70 70
家族経営協定締結数	戸	488	580	670
5 農林水産技術の開発・普及				
品種登録数	件	26	34	41
農林水産技術の試験研究機関による特許等出願件数	件	24	30	35
普及に移す技術	件	64	325	650
技術普及農場の設置数 (累計)	件	70	350	700
6 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備				
農業用水源施設整備量 (整備率)	ha (%)	22,953 (56.5)	24,700 (63.0)	26,700 (68.0)
かんがい施設整備量 (整備率)	ha (%)	17,107 (42.1)	19,200 (49.0)	21,600 (55.0)
ほ場整備量 (整備率)	ha (%)	19,043 (54.4)	20,200 (61.0)	21,600 (65.0)
造林面積	ha	4,906	5,146	5,346
流通拠点漁港の陸揚岸壁の耐震化量(耐震化率)	m (%)	902 (52)	1,300 (75)	1,470 (85)

成果指標	単位	基準 平成22年度	5年後の目標	10年後の目標
			目標 平成28年度	目標 平成33年度
6 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備				
漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備量(整備率)	m (%)	3,478 (61)	4,685 (70)	5,085 (75)
更新整備された浮魚礁数(更新整備率)	基 (%)	0 (0)	38 (54)	71 (100)
保全対象松林における松くい虫被害量	m3	1,433	1,228	1,053
保安林の防風・防潮林整備面積	ha	533 (H23)	563	593
7 フロンティア型農林水産業の振興				
グリーン・ツーリズムにおける交流人口(農家民宿)	万人	4	7	10
沖縄県から輸出される農産物の輸出額 肉類 果実・野菜	千円	15,508 31,376	増加	増加
県産食肉の海外輸出量	トン	0	6	11
沖縄型植物工場の導入品目数	品目	0	3	5
県が支援したプレミアム加工品のうち国際的な認証等 を取得した件数	件	0	10	20
汚水処理人口普及率 (農業集落排水施設)	% (人)	73 (63,276)	83 (71,795)	90 (77,795)
農地・水保全管理活動 取組面積(取組率)	ha (%)	9,402 (26)	11,000 (30)	12,500 (35)
県民による緑化活動件数	件	55(H23)	向上	向上
森林緑地面積	ha	118,814 (H23)	120,596	124,161

4 農林水産業・農山漁村の目指すべき振興の基本方向

農林水産業・農山漁村の現状、基本的課題及び役割を踏まえたうえで、亜熱帯性気候や地理的特性、多様な地域資源など本県の地域特性を最大限に生かせる効果的な振興施策を推進し、おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化、流通・販売・加工対策の強化、農林水産物の安全・安心の確立、農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化、農林水産技術の開発・普及、亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備、フロンティア型の農林水産業の振興の7つの柱を基本に、食料の安定供給、持続的農林水産業の振興と6次産業化など新たな取組により付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業の振興に向けた施策・事業を推進する。

(1) おきなわブランドの確立と生産供給体制の強化

我が国唯一の亜熱帯性気候等の優位性を生かした活力ある産地を形成し、健康長寿や観光・リゾート地にふさわしい高品質かつ安全で安心な農林水産物を消費者や市場に安定的に供給することにより、おきなわブランドを確立する。

このため、優位性の発揮や生産性向上が期待され重点的に推進すべき品目を定め、このうち市場競争力の強化による生産拡大及び付加価値を高めることが期待される品目を「戦略品目」、社会経済施策等の観点から現制度を堅持しつつ生産確保を図るべき品目を「安定品目」として位置づけ、これらの品目に集中的な振興施策を講じる。

ア 戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立

園芸作物、肉用牛、木材、魚介藻類などの戦略品目については、市場競争力の強化により生産拡大が大きく期待されており、近年、拠点産地を核に、ゴーヤー、マンゴー等の品目で生産量を伸ばしている。

しかしながら、園芸作物の大部分については、生産規模が小さく、生産地が分散していることから、技術・経営指導の徹底や各種生産振興策の集中的な実施が行われにくく、生産の安定と品質の向上が重要となっている。

また、ゴーヤー、さやいんげん、かぼちゃ、マンゴー等の園芸品目は台風等気象要因により生産が不安定であるとともに、原油、鉄鋼等の高騰による生産施設・資材の高騰や鳥獣類による農作物被害が増加し、安定生産の妨げとなっている。

肉用牛については、産肉能力や子牛出荷成績、良質な自給粗飼料確保及び流通体制等に課題があるため、低コスト生産と高品質化、流通体制の強化等を図ることが必要となっている。

特に、県産牛肉については、観光客等の需要が増加しており、おきなわブランド牛の安定的な供給体制確保を図るため、県優良種雄牛を造成し、繁殖雌牛の改良や子牛の資質向上を図り、肥育農家の育成に力を入れ、肥育技術の向上による品質の高い肥育牛の生産拡大が必要である。

養豚については、本県の地域資源である「アグーブランド豚」の高いブランド力の優位性や認知度を最大限活用することにより、系統造成豚ブランドなど一般豚の需要拡大とブランド力の向上に結びつけ、本県養豚振興への好循環と活性化を図る。

木材については、森林資源の多くが天然林となっているが、リュウキュウマツなどの人工林については、用材の計画的な出荷により、需要に応える必要がある。

また、きのこについては、栽培技術の向上、生産基盤や加工施設等の整備、流通体制の整備を行うことが重要となっている。

モズク、海ブドウなどの海藻類では、天候の影響による不安定な生産、価格の安定、さらに、養殖魚介類については、良質な種苗の供給や魚病対策、また、マグロ、ソデイカ等は価格の向上・安定を図るための流通加工システムの改善が必要であり、希望と活力にあふれる豊かな沖縄の形成の一翼を担う水産業振興のため、沖縄の海域特性を生かした養殖及び漁船漁業を積極的に推進する必要がある。

このため、さやいんげん、ゴーヤーなどの野菜、きくなどの花き、マンゴーなどの果樹、かんしょ、薬用作物、肉用牛、木材、きのこ、魚介藻類などの戦略品目については、生産性及び品質の向上を目的に、農業用水の確保、台風等気象災害に対応したハウスや防風・防虫等ネット栽培施設の整備、畜舎、養殖場などの生産施設整備、新品種・技術の開発・普及などを積極的に推進する。さらに、生産・出荷者の組織化や県内外の消費者に高品質かつ安全で安心な農林水産物を計画的、安定的に供給する拠点となる産地の形成を図り、おきなわブランドの確立を促進する。

イ 安定品目の生産供給体制の強化

さとうきび、パインアップル、水稲、葉たばこ、豚、生乳、鶏、特用林産物、沿岸魚介類などの安定品目については、厳しい自然条件下においても比較的安定した生産が可能であるとともに、これらの品目の供給先である製糖企業、パインアップル缶詰企業、牛乳・乳製品企業などの食品加工業の存立を支えるなど、地域経済に大きく寄与していることから、安定した生産量の確保が求められている。

しかしながら、さとうきび、パインアップルについては、土地生産性が低く、かつ、収穫作業や植付等栽培管理が重労働であるにもかかわらず機械化が遅れていることなどから、生産量が減少している。

また、酪農については、牛乳消費量が低迷しているため、牛乳や乳製品の消費拡大対策を推進するとともに、後継牛の自家育成や自給粗飼料の活用等により低コスト化を図る必要がある。

養鶏については、鶏卵、鶏肉とも、県内自給率の向上に大きく貢献している畜産物である。鶏卵は安全・安心で高品質の鶏卵供給が求められており、また、需給調整が最も難しい生鮮畜産物であることから、余剰卵対策や消費拡大への取り組みを

強化し、需給バランスの向上と鶏卵価格の安定化を図る必要がある。養鶏については、今後とも環境問題等に配慮した振興を図る必要がある。

沿岸魚介類については、沿岸の埋立、赤土等の流入等による環境悪化及び漁獲圧力の増加により、資源量は概ね減少傾向で厳しい状況にあることから、資源管理型の漁業を推進する必要がある。

これらのことから、安定品目については、生産基盤を整備するとともに、農地の利用集積等の経営基盤の強化、新技術の開発・普及、機械及び生産施設の整備、畜産環境対策、水産資源の適切な維持・管理等を推進し、生産性の向上を図り、安定的な生産供給体制を確立する。

特に、さとうきびについては、台風、干ばつ等の厳しい気象条件下においても比較的安定した生産が可能な本県の基幹作物であり、また、輪作作物として持続的な畑作物生産を支えるとともに、有機物の供給源として大きな役割を果たしており、その生産が関連産業とともに地域の経済社会において重要な位置を占めていることから、増産を図る必要がある。このため、平成19年産から導入されたさとうきび経営安定対策及び「さとうきび増産プロジェクト基本方針」を踏まえ、担い手の育成、生産組織・受託組織・生産法人の育成、担い手の経営規模拡大、機械化一貫作業体系の導入・定着、水源・末端かんがい施設等の生産基盤及び農地防風施設等の整備の促進・強化などを図る。

養豚については、経営規模の拡大や生産コストの低減を図るとともに、畜舎等の整備や環境対策を推進し、生産基盤の安定強化を図る。また、人工授精の普及や系統造成豚活用により、肉豚の安定供給を推進する。さらに、価格安定対策を推進するとともに、家畜伝染病対策や飼養衛生管理並びに動物用医薬品の適正使用を徹底し、安全・安心な豚肉の安定供給を図る。

(2) 流通・販売・加工対策の強化

大消費地から遠隔にある島しょ県の流通条件の不利性を低減するとともに、県内外の消費者・市場に信頼される安全で品質の高い農林水産物及び加工品を効率的かつ安定的に供給できる流通・販売・加工体制を構築する。また、市場競争力の強化に向けたマーケティング戦略の充実を図る。

ア 物流体制の整備及び輸送コスト低減対策の推進

本県は、本土市場から遠隔地にあり、また多くの離島を抱える島しょ県であることなどから、農林水産物物流の効率化や輸送コストの割高性に加え、流通過程での品質保持等の集出荷体制の整備が重要となっている。

そのため、物流センターなど各種流通施設の整備や、卸売市場の再編・強化等による物流の効率化等を促進するとともに、生鮮品等の高品質・鮮度保持技術の開発、本土並

みの輸送条件となるよう抜本的な輸送コストの低減対策を推進する。

また、本県農林水産物を取り巻く環境は、国内外の産地間競争や、取引形態の変化など多様な流通チャンネルの拡大、県内供給力の向上等への対応が求められていることから、共同集荷、共同配送の工夫や、輸送コスト低減対策を実施するとともに、船舶及び鉄道の複合輸送等の各種輸送手段に適した高鮮度保持技術による流通対策を推進していく。

林産物については、小規模零細な事業体が多く占めており、消費者ニーズへの対応が充分とはいえず、販売力の強化、県民に対するPR不足となっている。特に、木材（県産木材）については、消費ニーズの把握、加工技術の向上や販売力の強化を図る。

さらに、直接取引が農林水産物流通に大きな割合を占めていることから、今後は、流通の拠点となる集出荷・販売施設等の整備・活用や情報のネットワーク化を構築し、定時・定量の取引が可能となるよう流通体制の強化を図る。

イ 農林水産物の戦略的な販路拡大

沖縄では、亜熱帯性気候という地域特性を生かし、ゴーヤー、パパイア、モズク等の多彩な農林水産物が生産されている。また、ヘチマ、島ラッキョウなどの在来野菜、古くから伝統的に豚、山羊等の畜産物も食されており、これらの食材を生かし、工夫を凝らして調理した食文化がある。

しかしながら、マーケティングに基づく品目ごとの販売戦略やブランド戦略の構築、消費者ニーズにあった食材の生産・供給体制の確立、若い世代への調理法等の普及啓発等が課題となっている。

このため、効果的な販売戦略を構築し市場での優良品質認識を高めるほか産地・消費者情報の受発信機能の強化、並びに農林水産物流通情報システムの整備を推進する。伝統的島野菜等の地域農林水産物については、伝統的食文化に対する理解を深めるため、地域における学校給食などを通じた地産地消の普及に努める。

また、農林水産物直売所等の設置により地産地消を推進するとともに、新鮮な地域農産物の販売と就業機会の創出など、農山漁村の活性化及び農林水産物供給体制の確立に努める。

さらに、消費者、生産者、流通・加工業者及び行政により組織された沖縄県地産地消推進県民会議のもとに、地産地消による農林水産物の需要の拡大に取り組むことにより、食料自給率の向上に資する。

一方、県産農林水産物の海外展開については、本県は香港やシンガポールなどアジアにおける消費地に近い一方、生産者や販売事業者等に海外輸出に関するネットワークやノウハウの蓄積が少ないことに加えて、海外における「沖縄」の認知度が低いこともあり、アジア市場を含む海外市場でのプロモーション強化やマッチングによる販路拡大が求められている。

そのため、アジア近隣諸国の経済発展に伴う所得向上や日本食ブームを契機ととらえ、るとともに、アジア主要都市との歴史的・地理的近接性を最大限に生かし、アジア市場を含む海外での販売を目指して、積極的な情報発信及び販売促進活動を展開し、県産農林水産物の輸出拡大を図る。

ウ 農林水産物の高付加価値化対策

本県には、健康食品の原料として関心を集めている特色ある農林水産物が豊富にあり、これらの農林水産物を活用した加工食品や料理の開発・普及が求められている。

また、食品加工業については、現在、ゴーヤーやパインアップル、紅イモ等を活用した農産加工をはじめ、モズクやかまぼこ等の水産加工等の取組が見られるが、今後は、多種多様な加工を行い、農林水産物の用途拡大を図る必要があり、そのためには、製造業や観光関連産業との連携が大きな課題となっている。

このため、ホテル・飲食店や食品加工業などとの連携により、地域・県内外向けの商品開発モデルの構築を図るとともに戦略的な販売を支援し、商品開発の拡大を促進する。

また、地域の加工グループ等の活動を支援し、素材の特性を生かした特色ある加工品・料理の開発・普及を推進する。

エ 製糖企業の高度化促進

製糖企業については、本県における経済の維持・発展に大きな役割を果たしているが、近年の砂糖需要の減少やさとうきび栽培面積の減少により、厳しい経営状況にある。

このため、経営の合理化を図り生産の低コスト化を推進するとともに、さとうきびの多用途利用・総合的利用の促進などに取り組むものとする。

また、含みつ糖については、需給のミスマッチや安定供給等への課題があるため、ユーザーや消費者の信頼と満足度を高めることや、老朽化した製糖施設の整備により、食の安心・安全への取り組みも行い、安定生産と地域ブランドの確立により販売を促進する。

(3) 農林水産物の安全・安心の確立

消費者の食に対する安全・安心への関心が高まる中、おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の信頼を確保するため、安全・安心な食料の供給体制を整備するとともに、これらを安定的に生産する体制の構築を図る。

安全・安心な食料の供給体制の整備では、農薬の適正販売・使用の周知と残留農薬検査等の徹底、農業生産工程管理（GAP）の導入を促進し、生産段階での保証・品質管理の徹底する。また、農林水産物及び加工食品の安全性、衛生管理等に関する情報を消費者に積極的に提供するとともに、JAS法に基づく食品表示の適正化を推進し、農林

水産物に対する消費者の信頼を確保する。

安全・安心な農林水産物生産の安定化については、特殊病害虫の根絶と侵入防止や鳥獣害対策等の推進を図る。また、近代農業では、生産性の向上とともに環境への配慮が求められており、総合的病害虫管理（IPM）や資源循環型農業、赤土等流出防止対策など環境保全型農業の推進を図る。

ア 食品の安全及び消費者の信頼の確保

消費者の食料の安全・安心への関心が高まる中、県産農林水産物をはじめ流通する農林水産物の信頼を確保するため、JAS法に基づく食品表示の適正化を推進する。

本県農林水産物の安全に係る信頼性を高めるために、農業生産資材である農薬や飼料等の適正な使用の徹底を図り、農業生産工程管理（GAP）手法の導入を促進し、生産段階での衛生・品質管理を徹底して、消費者へ安全な農林水産物が供給されるように努める。

また、県産食肉等については、新たな衛生基準や国際化に対応し得る食肉等加工処理施設の整備を推進するとともに、食肉・鶏卵・牛乳および乳製品等の畜産物の安全性を確保し、県民の食に関する安全・安心を確保するため飼料の安全性検査の強化を図る。

イ 病害虫対策と防疫体制等の構築

沖縄県は、東南アジア等のミバエ類の発生地域に隣接し、再侵入が常に懸念されることから、引き続き再侵入防止対策を実施する必要がある。また、イモゾウムシ等の根絶のための防除技術等を早期に確立する必要がある。

このため、イモゾウムシ等の根絶防除、有害なミバエ類の侵入警戒調査及び侵入防止・防除、アフリカマイマイの被害軽減防除を進める。

また、野生動物による農作物への被害は、カラス、イノシシ等で多く発生し、安定生産を妨げる要因の一つとなっている。現在、捕獲等による個体数調整と侵入防止柵等の防御対策の取り組みを行なっているが、被害は依然として多い状況にある。今後は、より効率的かつ効果的な対策を実証し、安定的な食料生産の環境を整備する。

また、東南アジア、特に中国・台湾では口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病の発生が続いており、同地域との活発な物流が高まることにより、県内における発生リスクが大幅に高くなることが想定される。そのため、危機管理や監視体制を強化し、特定家畜伝染病の侵入防止に向けて万全な対策を講じる必要がある。

さらに、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが国内で発生し、地域経済に重大な影響を及ぼしたことから、口蹄疫等の特定家畜伝染病に対する早期発見・通報体制の強化や家畜防疫員の整備等の危機管理体制を確立し、安全な畜産物の安定供給を図る。

ウ 環境保全型農業の推進

環境保全型農業については、農業生産の基盤である土づくり対策が重要であることから、土壌分析に基づく土壌・土層の改良の実践、緑肥鋤込み及び堆肥等施用による有機物を活用した地力の増強を図る。

また、環境負荷低減の取組を推進するため、土づくりと併せて、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に取り組むエコファーマーを育成・支援するとともに、有機農業や特別栽培農産物の生産の支援体制整備を進め、環境と調和した持続性の高い農業の推進を図る。

さらに、資源循環型農業の構築を図るため、沖縄県バイオマス総合利活用マスタープランに基づいて、家畜排せつ物等有機資源の有効活用や低コスト処理化を図る。

また、施設園芸の進展に伴い、毎年発生する農業用廃プラスチックについては、その性質上自然循環が困難なため、市町村等地域協議会を設立し、効率的回収、低コスト処理体制の確立を図り、適正に処理する。

赤土等流出防止対策では、赤土等流出の実態に応じた農地等の各種発生源対策の強化、既存対策施設の適切な維持管理、流出防止技術の研究開発、堆積土砂対策の検討など総合的な取組を推進するほか、地域協議会の設立や活動の支援など地域や住民と一体となった取組を進め、持続的で効率的な赤土等流出防止対策を推進する。

また、農地からの赤土等流出抑制に向けた支援体制として、地域単位で自立かつ持続的に推進するため、農業者だけでなく、流通業者、消費者等と連携する支援組織の構築や人材育成を図る。

(4) 農林水産業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化

近年、農林漁業従事者の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増加等が課題となっている。本県は、亜熱帯性気候に属し、他県と異なる農産物、魚種構成など、地理的・自然的条件等において特殊事情がある。

このような状況の中、効率的かつ安定的な経営により所得の向上を目指す担い手を育成するとともに、新規就業者を確保することが緊急の課題となっている。

特に、農業については、地域が抱える人と農地の問題解決のため地域の話合いにより、認定農業者や新規就農者等、今後、地域の「中心となる経営体」を主体とした地域農業のマスタープラン「人・農地プラン」策定により、農業の担い手育成・確保を強化させる必要がある。

また、地域農林水産業の振興と農山漁村の活性化に重要な役割を担う、農協、漁協等の経営基盤の強化に向けた取組みを推進する。

さらに、経営の安定的な発展に資する金融制度、共済制度、価格制度の一層の充実を

図る。

ア 担い手の育成・確保

(7) 多様な担い手の育成・確保

新規就業者の育成・確保、異業種からの新規参入支援など、多様な担い手の育成を図るため、就農希望者等に対して農業経営資源（技術・農地・資金等）を効果的に支援し、就農相談から就農定着まで一貫した支援を推進する。

また、新規就業者の育成の中核を担う農業大学校等の研修教育施設の拡充強化を実施して研修機能の向上を図り、経営感覚に優れた担い手の育成、新規就業者及び異業種からの新規参入者の育成・確保に向けた取組みを推進する。

さらに、農業大学校、農林水産業の普及指導機関において、農林水産業に就業している青年や新規就業者等に対する研修教育、技術・経営指導等を充実するとともに、農林水産業についての啓発活動を行う。

加えて、農林水産業の経営・技術等の普及指導機関、研修教育機関である農業大学校を活用し、農林水産業に就業している青年や新規就業者等に対する支援を充実し、経営の安定を図る。

就業者の経営発展を図るため、農林水産物の加工や販売等6次産業化に取り組む農林漁業者に対し、加工機械等の整備支援、商品開発支援等を行う。

新規就業から認定農業者、農業生産法人、農漁業士等への誘導について、関係機関と連携して支援する。

(4) 経営感覚に優れた担い手の育成

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を占める望ましい農業構造を実現するためには、経営感覚に優れた担い手の育成・確保を図ることが課題となっている。

このため、地域の実情に即した効率的かつ安定的な農業経営を目指す認定農業者や農業生産法人等の担い手を育成することとし、農業経営基盤強化資金の融資、各種補助事業の導入など施策の集中化・重点化を図るとともに、沖縄県担い手育成総合支援協議会等、関係機関・団体等と連携した農業者の自立的判断に資する各種経営情報の提供、効果的・効率的な経営改善指導、育成すべきモデル経営への誘導等を推進する。

また、経営改善に取り組もうとする経営体と産地に対し、コンサルテーションや資質向上を図るための研修会の開催等により生産技術の向上、経営管理能力の向上を図る

(ウ) 担い手の法人化の促進による生産組織等の強化

農業経営は経済社会の変革に的確に対応し、経営体質の強化が求められていることから、地域農業の中心となる認定農業者等、担い手の法人化や生産組織化等を促進す

る。また、地域の担い手として受託組織等を育成強化する。

(I) 女性の活動支援及び地域リーダーの育成・確保

女性の農林漁業経営への参画を支援するとともに、地域資源を活用した多様な女性起業活動を支援する。また、高齢者の知恵・技術等の継承など地域活動の促進を図る。

また、農協等各団体生産部会活動等による地域活性化を支援し、併せて、指導農業士等地域リーダーの育成・確保に努める。

イ 農地の有効利用と優良農地の確保

(7) 農地の有効利用

農地については、効率的な利用、耕作放棄地の解消を図るため、市町村が作成する地域農業マスタープラン「人・農地プラン」に基づき、農地情報の共有・提供、集積斡旋等を行いつつ、離農する農家の農地や耕作放棄地等を新規就農者や認定農業者、農業生産法人等へ加速的に集積していく。

また、農業の担い手の育成・確保が困難な地域においては、農地の有効活用を図る観点から、企業等の農業参入を促進するために必要な支援を行う。

(I) 優良農地の確保

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、良好な状態で維持・保全を図ることが重要である。

そのため、農業振興地域制度、農地制度等の適切な運用、区画整理、農地集積などにより、優良農地の保全・確保を図る。

ウ 農協、土地改良区、森林組合、漁協の機能強化

農業協同組合については、地域農業の振興を図る上で重要な役割を担っているため、引き続き、関係機関との連携による支援・指導を行い、事業改革等を通じた経営基盤の強化を促進し、経営管理能力の向上、営農指導体制の充実・強化を図る。

土地改良区については、持続可能な農業の推進のために重要な役割を担っているが、土地改良区域の重複等の解消や運営の合理化による農家負担の軽減と農業水利施設等の総合的な管理体制の構築が大きな課題となっている。このため、土地改良区の合併、解散を積極的に推進し、組織運営基盤の強化を図る。

森林組合については、林業生産活動の重要な担い手となっていることから、今後ともその経営基盤の強化を図るため、経営管理能力の向上、経営指導体制の充実・強化を促進する。

また、漁業協同組合については、各地域単位の零細、小規模な運営がほとんどであり、合併や事業統合が大きな課題となっている。このため、組織・機能の再編・整備と経営

基盤の拡充・強化を促進するとともに、経営管理能力の向上、技術・経営指導体制の充実・強化を図る。

エ 金融制度と共済制度、価格制度の充実

(ア) 金融制度の充実

経営意欲と能力のある農林漁業の担い手の経営改善を図るため、沖縄振興開発金融公庫資金等必要な資金を活用し、担い手の育成・確保を支援する。

特に、担い手が必要とする資金需要に、迅速かつ適切に対応するため、市町村及び沖縄振興開発金融公庫等融資機関と連携し、認定農業者等向け資金の借入手続きの迅速化を図るとともに、関係機関・団体による資金融通後のフォローアップ体制を強化する。

また、本県は、台風や干ばつ等の自然災害が多発し、農林漁業経営に大きな影響を与えることから、農業災害資金等により、被災農林漁家の負担軽減を図るとともに、経済環境の変化等により、負債の償還が困難となった農漁業者に対しては、農漁業負債整理関係資金の融通による償還負担の軽減、経営管理指導の徹底を図る。

(イ) 共済制度の充実

農業については、台風や干ばつ、病虫害等の発生が多く、これらの不利性を軽減するとともに、経営の安定と生産の振興を図ることが大きな課題である。

このため、台風等自然災害による損失を補てんし、農家経営の安定と農業生産力の維持発展に必要な農業共済については、台風等により農業被害が多いため共済掛金負担が重く加入率が低いという沖縄の特殊性に応じた沖縄型の共済制度の推進や、農業振興策と連携するなどして加入促進に努め、農業共済制度の定着を図る。

また、漁業については、台風や季節風等の影響による出漁日数の減少や養殖水産物への被害が、漁家経営に大きな影響を与えているが、養殖共済の掛金の負担などから、加入率が低い状況が続いている。

このため、漁業共済制度については、資源管理・漁業所得補償対策制度の活用による安定した漁家経営を確保するため、制度の周知を図り、加入促進に努める。

(ウ) 価格制度の充実

野菜等の価格は気象条件の変化等による供給量の増減によって大きく変動し、生産農家の経営安定及び消費者への安定的な供給体制の確立を阻害する要因となっている。

このため、市場に出荷された野菜価格及び加工原料用パイナップルの平均取引価格が保証基準価格よりも低落したときに、その価格差を補てんし、野菜等の安定的な生産出荷の促進、生産者の再生産の確保による経営の安定及び消費者への安定供給を図る。

また、本県の家畜及び畜産物価格は、地理的不利条件のため、全国平均価格と比較し

で低く取り引きされており、全国一律の価格対策のみでは、十分な対策が図れないことから、本県独自の価格対策を講じていく必要がある。

また、モズクについては、気象や海況等の影響を大きく受け、生産量・価格の変動が大きく、安定供給が課題となっている。

このため、生産の安定を図るとともに、価格安定対策を検討する。

(5) 農林水産技術の開発・普及

経営感覚に優れた技術力の高い担い手を育成するためには、亜熱帯性気候や地域資源など本県の地域特性を最大限生かした農林水産技術の開発とその技術を円滑に普及していくことが重要である。

また、研究機関においては、県内企業や県民の科学技術に対するニーズを踏まえるとともに、農林水産業の展開方向を見据えた研究テーマを設定し、分野を超えた連携研究などにより得られた成果を企業や生産者に還元していく仕組みを構築する必要がある。

このため、亜熱帯地域の特性等に適合した技術の開発・普及を推進し、市場競争力や生産体制を強化するため、産学官の連携による優良品種・種苗等の育成を推進するとともに、省力・低コスト化に向けた技術、高品質・安定生産技術等の開発・普及や未利用資源の研究開発等を推進する。

ア 新技術の開発と試験研究機関の整備

県産農林水産物の機能性・有用成分の探索や加工技術開発の研究機能の強化、森林環境や多様な生物相に配慮した資源管理・利活用、ハタ類の養殖技術の開発、アグリバイオ分野など新たな研究分野における試験研究の充実のための組織体制強化を図る。

また、県内で開発された独自の農林水産技術等について、種苗法や特許法等に基づく各種知的財産制度の活用を促進するほか、地域団体商標制度の活用など知的財産の保護に向けた取組を推進する。

農業研究センターにおいては、本県の地理的特性を生かして、農業の自立的発展を支援するため、オンデマンド育種など先端技術を活用しながら、本県独自の新品種の導入・育成、栽培技術の開発・改善、天敵等を活用した病虫害防除、台風等災害防止、バイオマス利活用等の技術開発と島ヤサイ等の機能性の高い農産物の利用技術や栽培技術等について研究開発を推進する。

また、移動規制検疫対象のイモゾウムシ等根絶事業の強化を念頭に病虫害防除技術センターの拡充を図る。

畜産研究センターにおいては、肉用牛や豚について、他のブランド肉との差別化を図り、おきなわブランド肉を認知するためには、沖縄在来豚「アグー」と県産黒毛和種肥育牛の肉質特性を解明し肉の特徴を把握することが必要である。また、新たに山羊につ

いては、優良種畜による改良増殖の推進を図る。さらに、付加価値の高い畜産物の研究開発を実施するとともに、飼料費の高騰による畜産農家の経費負担軽減や飼料自給率の向上を図るため、T D N収量の高い沖縄型牧草の新草種・品種の育成・普及を図る。

家畜改良センターにおいては、系統造成を実施しており、繁殖性及び産肉性に優れた種豚の生産・供給を行う。

森林資源研究センターにおいては、機能性の高い林産物の研究開発や天敵を活用した松くい虫の防除技術等、森林の多面的機能高度発揮のための技術の確立を目指すとともに郷土樹種等による緑化技術等の新たな研究開発を推進する。

水産海洋研究センターにおいては、安定した漁家経営を支援するため、サンゴ礁生態系の保全を通じた沿岸漁業や沖縄型のつくり育てる漁業に関する技術開発等を推進する。さらに、国内でも特異的な海洋環境にある本県の海洋資源調査を推進するために、最新の海洋調査能力を有した調査船の建造の検討に取り組む。

海洋深層水研究所については、全国でも有数の海洋深層水取水施設であることから、施設機能を生かした農業利用への拡大や水産利用技術の集積を図るとともに、民間企業との連携による多用途深層水利用技術の開発や商品化を推進する。

また、本県は、気候や地理的な面から、温帯性技術の導入には一定の限界があるため、熱帯・亜熱帯の地域・海域特性を持つアジア・太平洋地域等と連携した農林水産技術の交流を促進する。

イ 農林水産技術の普及・強化と情報システムの整備・強化

農林水産業の普及指導機関においては、農業革新支援専門員、研究機関、大学及び企業等との連携を密にし、農林漁業者の技術の高度化や経営管理能力の向上を図ることにより、農林水産業のリーダーとなる先進的経営体の育成を図る。

また、各分野における最新技術等の収集・分析及び農林漁業者への提供等を迅速に行うため、普及センター等における技術情報提供システムを整備・強化するとともに、実証展示ほの設置や農林漁家巡回指導等の充実・強化により新技術等の普及を図る。

(6) 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るため、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合した農林水産業の基盤整備を推進する。また、これら農林水産業の基盤整備に当たっては、周辺環境に配慮した整備に努める。

ア 沖縄の特性に応じた農業の基盤整備

亜熱帯特性等を生かした特色ある農業経営を図るために地域特性に応じた地下ダム等の整備や新たな農業用水源の確保、かんがい施設及び区画整理等を計画的に推進するとともに、水事情の変化に対応するため施設等の再編・更新を図る。

また、毎年、本県では台風等の自然災害に起因した農地や農業用施設の被害が発生していることから、雨水の分散を目的とした承排水路や暴風から農作物を守るための農業用防風施設等の整備を促進する。

さらに、農村地域における再生可能エネルギー施設等の積極的な導入、既設の農業用施設のライフサイクルコストの低減化や耐用年数の長期化等に対応した施設管理を推進する。

肉用牛については、繁殖経営を安定的に行うため、草地整備や牛舎等の基盤整備を推進するとともに、家畜排せつ物の畑地還元を促進するため、汚水処理システムや堆肥処理施設を整備し、資源循環サイクルを確保する。

イ 自然環境に配慮した森林の基盤整備

県民の森林に対するニーズが多様化しているなかで、森林の有する県土保全・水源涵養・地球温暖化防止・保健休養機能や林産物供給機能などの多面的機能を持続的に発揮させる必要がある。

このことから、森林の有する7つの機能区分（水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産）が十分発揮できるよう、それぞれの機能に応じた森林の整備・保全を推進する。

また、無立木地への植栽や、植栽木の保育等、自然環境に配慮した森林整備に努め、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るとともに、豊かな森林資源を生かした持続可能な林業生産活動を推進する。

ウ 水産業の基盤整備と漁場環境の保全

水産業の基盤整備は、海域特性を生かした水産資源の生産性の向上、台風時の漁船の係留、漁業者の就労環境が課題となっている。

このため、浮魚礁の設置等を推進するとともに、防波堤等の施設整備を行い、荒天時における漁船の安全係留の確保や就労環境を改善し、漁港と漁場の一体的な整備を促進する。

また、水産物流通拠点及び生産拠点漁港における漁港・漁場・漁村の総合的な整備と漁村の多面的機能を生揮させる生産基盤の整備や老朽化した漁港・漁場施設の計画的な更新整備を推進する。特に、水産物流通拠点漁港において、安全安心な水産物を供給するため、本県の高湿環境に対応した高度衛生管理型荷捌き施設や加工施設等の整備を推進する。

加えて、県内各地の漁業生産活動及び水産物流通の円滑化を図るため、漁業協同組合等における施設整備を行う。

さらに、漁港は海洋レクリエーションの進展等により多目的な役割があるため、これらに配慮した整備を推進する。

漁場環境の保全については、本県沿岸漁業を支えるサンゴ礁や藻場、干潟等は、生活排水や赤土等の流入による漁場汚染の進行及び埋め立てにより、大きな影響を受けており、持続可能な漁業を確保するためには、漁場環境の保全が重要な課題となっている。

このため、水産資源の再生産の場であるサンゴ礁や藻場、干潟、マングローブ林等の保全等に努めるとともに、生物多様性を活用した漁業の推進に努める。

(7) フロンティア型農林水産業の振興

アジア経済の著しい成長発展、地球温暖化等の環境変動への対応など、様々な社会環境の変化に本県の農林水産業が柔軟に対応するため、「他産業との融合」、「アジアなど海外への展開」、「環境との調和」を基調としたフロンティア型農林水産業を推進し、新たな農林水産業の発展を図る必要がある。

このため、他産業との連携を強化し、県産農水産物の機能性を生かした特色ある加工品の商品化、海外展開の推進、地域の多面的機能を生かした体験交流拠点の形成を図るなど、農林水産業の6次産業化を推進する。

ア 農林水産業の6次産業化及び他産業との連携強化

新たな農林水産業の発展を図るため、農林漁業者自らが生産・加工・販売の一体化や第2次・第3次産業との融合等により新たなビジネスの展開、特に、観光産業や食品産業など他産業との融合・連携の強化により、地域農林水産物等の資源の掘り起こしや利用拡大などによる地域・県内外向け商品開発モデルを構築する。

また、国内外の市場においておきなわブランドの形成を推進するため、プレミアム加工品の創出による県産農林水産物の高付加価値化、商品開発に向けた人材の育成や高度な加工技術を集約した加工施設整備支援などの取り組みも必要である。

さらに、亜熱帯の豊富な自然エネルギー等を活用した生産施設や、栽培環境を制御することによる計画的・安定的生産が可能な低コスト技術集約型施設等の導入促進など、新たな分野の調査・研究等も重要である。

イ 多面的機能を生かした農山漁村の活性化

農林水産業の生産活動の場であるとともに、生活の場である農山漁村については、豊かな自然環境の保全や景観の形成、伝統文化の継承等の多面的機能を生かし、都市住民にも開かれた快適で活力ある村づくりを推進する。

そのため、農山漁村の地域社会の維持・向上やグリーン・ツーリズム等の推進、全島緑化の推進などを図ることが重要である。

ウ アジアなど海外への展開の推進

県産農林水産物の海外展開については、海外市場のニーズの把握、多様な販売ルート

の開拓、プロモーションの強化等が必要である。また、効率的な移輸出に対応した流通・加工拠点の形成や輸送コストの低減、国際的な産地形成に必要な技術等の調査・研究などが重要である。

5 振興の基本方向の実現に向けた主要な指標の見直し

(1) 農林漁業就業者

農林水産業、農山漁村の振興を図るには、就業者の育成が重要かつ緊急の課題となっている。このため、就業定着まで一貫した取り組みを推進し、関係機関、団体等が一体となって、農林漁業経営の改善に向けた支援対策に積極的に取り組み、企業的な経営感覚を持つ経営者を育成するとともに、農林漁家の子弟以外の新規参入者や企業参入についても就業を支援し、広く農林水産業の就業者を確保する。

このことにより、高齢者のリタイヤが見込まれる一方で、新規就業者等の確保に努めることから、農業就業者数は平成22年の22.6千人から平成33年20.3千人、林業就業者数は平成22年361人から平成33年430人、漁業就業者数は平成22年3.8千人から平成33年3.8千人を見込んでいる。

(2) 農業産出額・林業生産額・漁業生産額

農業産出額・林業生産額・漁業生産額の減少傾向に歯止めをかけ、農林水産業の持続的な発展を図るため、本県の有する亜熱帯性気候の特性を最大限に生かし、県民の豊かな生活を支える安全・安心な農林水産物を生産・供給し、県経済の活性化に資する。

このことにより、農業産出額は平成22年度の924億円から平成33年度にはおおよそ1,430億円の、林業産出額が平成22年度の11億円から平成33年度にはおおよそ20億円の、漁業生産額は平成22年度の174億円から平成33年度にはおおよそ300億円を見込んでいる。

(3) 耕地面積

県土の生活及び生産に通ずる諸活動に配慮しながらも、農地は県民の次世代に残すべき限られた貴重な資源であるとの基本認識に立ち、優良農地の確保とその適正な利用と保全に努めるものとする。

このことにより、耕地面積は、平成22年の39,200haから平成33年にはおおよそ38,900haを見込んでいる。

(4) 食料自給率

農林水産物の生産は、産業としての役割を果たすだけでなく、県民の健康で豊かな生活の基礎として大切なものである。このため、食料の安定供給を確保することにより、地域社会の安定及び県民の安心と健康の維持に努めるものとする。

特に本計画において、重点品目のおきなわブランドの確立による拠点産地の形成等を推進するとともに、地産地消による消費の拡大に努めることなどにより、供給熱量ベースの食料自給率は平成21年度の34%から平成33年度には概ね50%を目標とする。